

## 陳情第3号

### 陳 情 書

#### 全国一律最低賃金制の確立・時間額1,500円の実現と これに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に 歯止めをかけるための意見書の提出を求める陳情

##### 陳情趣旨

今日の人口減少の背景には、少子化と人口流出の2つの側面があります。この人口減少は働き手の減少に直結し、地域社会の機能や地域経済を後退させ、住民の日常生活の様々な面に不都合を生じさせる要因として、重大な問題です。人口減少問題の解決は労使共通の利益です。事業所の大半が中小企業・零細事業所である山形県内では、なおさらのことです。

少子化や人口流出の背景にはともに、生活できる賃金が得られる働き口が少ないことがあります。以下、最低賃金のあるべき水準について述べます。

第一に、最低賃金額は、労働者に希望を与え山形県内に踏みとどまらせる水準である必要があります。

静岡県立大学の中澤秀一准教授が日本学術振興会の科学研究費助成を受け、全国労働組合総連合（全労連）やその地方組織（山形県労働組合総連合を含む）などとともに実施してきた最低生計費試算調査結果は、若干数のサンプル調査ではなく、全物量積み上げ方式（マーケットバスケット方式）で多くの労働者の生活実態をふまえた科学的なものです。ここで示された若年単身世帯の時間額1,500円（年間1800時間で年収270万円）は、多くの政党の賛同を得て政治課題となり、岸田文雄元内閣総理大臣・石破茂前内閣総理大臣もこの金額に言及しました。またこの調査結果は全国様々な地方で同程度の金額を示し、最低賃金が全国一律であるべき根拠としても認識されるようになりました。

ただし、時間額1,500円は東北・山形では2016年の調査結果であり、その後の物価高騰を勘案すれば既に生計費としては不十分なものだと言わざるを得ません。しかしそれでも、この金額が実現すれば、労働者にとっては単なる“選択”（どこで暮らせば賃金がより高いか）ではなく、“変革”（自分のいまいるところで生活できるよう周辺の環境を変える）が可能というメッセージとなり、労働力の流出に歯止めをかけ、県内定着の促進に道を開きます。

第二に、最低賃金は、十分な賃上げ支援策と一体に、労働力不足に見舞われている中小企業の救済につながる水準である必要があります。

そもそも労働者の応募が期待できない最低賃金額では中小企業の救済にはなりません。現在の多くの中小企業・小規模事業所の困難のひとつは労働力不足です。その原因のひとつは、募集賃金が低いため、応募者が少なくなることがあります。

現在の東京都の最低賃金は時間額1,163円だったものが10月3日1,226円に引き上げされました。山形県の955円と比べ、年間1,800時間労働で374,400円の収入差でしたが、現在その差はさらに拡大しており、時間額1,032円となる12月23日まで縮まりません。10月1日を起点に12か月に均しても東京都との格差は1時間あたり約5円拡大していることになります。最低賃金の影響率が高まり、最賃近傍の賃金で働く人が増えている今日、この差は

人口流出の大きな要因と言えます。全国一律とすべき根拠はここにもあります。

また、原材料費や燃料費と異なり、労務費は、一般にどの程度の金額が妥当なのかが必ずしも社会的に示されておらず、そのことが大企業等との価格交渉の際に売り手である中小企業が買いたたかれる要因になっていると考えられます。地方議会が意見書を提出することで、あるべき最低賃金の水準を社会的に示していくことができれば、価格交渉や価格転嫁の促進にも資することができます。

日本の最低賃金額は韓国にも追い越され、諸外国と比べ極めて低い状況です。もはや、生産性向上を賃上げの前提にしている場合ではありません。政府も「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案の中で「賃上げこそ成長戦略の要」と宣言するに至りました。

ただし、以上のように最低賃金を大幅に引き上げる際には、当然のことながら、社会保険料の減額免除や、より直接的な賃上げのための助成策など、それに見合う中小企業支援も不可欠です。2025年の山形地方最低賃金審議会も、近隣県に後れを取ることや大都市部との格差の拡大を避け、労働力確保のためには大幅な引き上げが必要だとして使側委員も一部賛成し時間額1,032円を答申しました。そのうえで、公労使一致のもと、政府に対し中小企業支援を拡充するよう強いメッセージを発信しています。

以上をふまえ、国に対する意見書を提出するよう陳情します。

#### 陳情項目

- 1 法改正により全国一律の最低賃金制度を創設することを国に求めること。
- 2 最低賃金額を時間額1,500円以上とするよう国に求めること。
- 3 前二項に見合うような中小企業支援策を国に求めること。

令和7年11月19日

山形県山形市薬師町二丁目6-15  
山形県労働組合総連合  
議長 萩原 圭子

寒河江市議会  
議長 柏倉 信一様